



令和2年度 女性のための電話相談ふくしま



福島県民を対象とした電話相談及び面接相談です。福島から県外へ避難している方も対象になります。

東日本大震災以降、長引く避難生活や放射線への不安などからさまざまなストレスを抱え込んでいませんか？

家族のこと、仕事のこと、近所付き合いのことなど、日常生活で抱える不安についてどんなことでも、まずはお話ししてみてください。相談は無料です。匿名での相談が可能です。

| | |
|------|---|
| 期 間 | 令和2年4月1日～令和3年3月31日 |
| 電話相談 | ☎0120-207-440 (月～金曜日(祝日除く):午前10時～午後5時) 全国フリーコールで女性相談員が対応します。 面接相談の予約電話も受け付けています。 |
| 面接相談 | 日 時 毎月第2土曜日、第4水曜日(午前10時～午後4時) 場 所 いわきふれあいサポート事務所 ※場所は予約時にご案内いたします。 |

主催:内閣府 共催:福島県 協力:郡山市、いわき市、特定非営利活動法人ウィメンズスペースふくしま、いわきふれあいサポート

ふくしまVoice

帰還した人、起業した人、移住してきた人の声をご紹介します。

Vol.15 菅野クニさん (飯舘村在住)



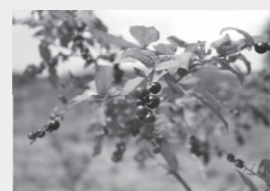
2017年の避難解除に合わせ、飯舘村へ帰還。現在は2013年に立ち上げたニコニコ菅野農園を営み、ブルーベリーの仲間であるナツハゼ、馬鈴しょなどを栽培しています。

農園は共同代表である夫、元一とともに運営。ナツハゼは主に私が、馬鈴しょは夫が栽培しています。馬鈴しょは夫が20～30年掛けて開発したイータテバイクという品種で、寒さに強く育てやすい点が特徴。農園では種馬鈴しょを作っていますが、2020年には北海道で栽培が始まったので今後は楽しみです。

夫は農業高校の元校長。2011年3月に定年退職し、一緒に農業を始めるはずでした。原発事故によって福島市へ避難したのですが、そこでナツハゼのジャムを作ったら好評で事業化を勧められたんです。内閣府から助成金も受けられたので法人化。将来は「ナツハゼやイータテバイクが村の特産品になってくれれば」などと夢見ています。

避難時には周囲の方にもよくしていただきました。飯舘村にある自宅周辺の山菜の線量を自分たちで測り、帰れそうだ判断。同時に専門家の先生方とも知り合い、支えていただきました。避難生活も貴重な出会いの場だったのだと感じています。

色づくナツハゼの実 収穫期は9～10月



イータテバイクを 収穫する元一さん



プレゼントが当たる！ 読者アンケート



福島県の素敵な産品を抽選でプレゼント！

今回のプレゼント

お菓子詰め合わせセット
松月堂菓子店提供 (南相馬市)

福島ロボットテストフィールド ロゴ使用第一号商品です。

郵便はがきに必要な事項をご記入の上、お送りください。

960-8670

福島県庁 避難者支援課 「今が分かる新聞」係

アンケートの質問
福島の秋といえば？
風景や文化、食べ物などご自由にお書きください。

① アンケートの回答
② 記事の感想、今後取り上げてほしい情報、その他ご意見など
③ 住所・氏名・年齢・電話番号

どしどし応募してね!

締切 2020年10月31日(土) ※当日消印有効 ※個人情報は商品の発送にのみ使用いたします。

読者の声 vol.79 アンケートの回答

あなたが誇る地元福島の魅力は？ (人柄・自然・産品など)

- 四季おりおりの自然の美しさ。(県内 男性)
- 白河ラーメンのおいしさです。(神奈川県 女性)
- 制度などわからないことがあるので、丁寧に解説されているこの新聞をいつも頼りにしています。(県内 女性)
- 公営住宅申し込みなどを。待ちに待っている人がいるので。(埼玉県 女性)

ご意見・ご感想、お待ちしております！

ふくしまをもっと分かってほしい... **バックナンバーもチェック!** **福島 今が分かる新聞**

故郷とあなたをつなぐ情報紙

ふくしまの今が分かる

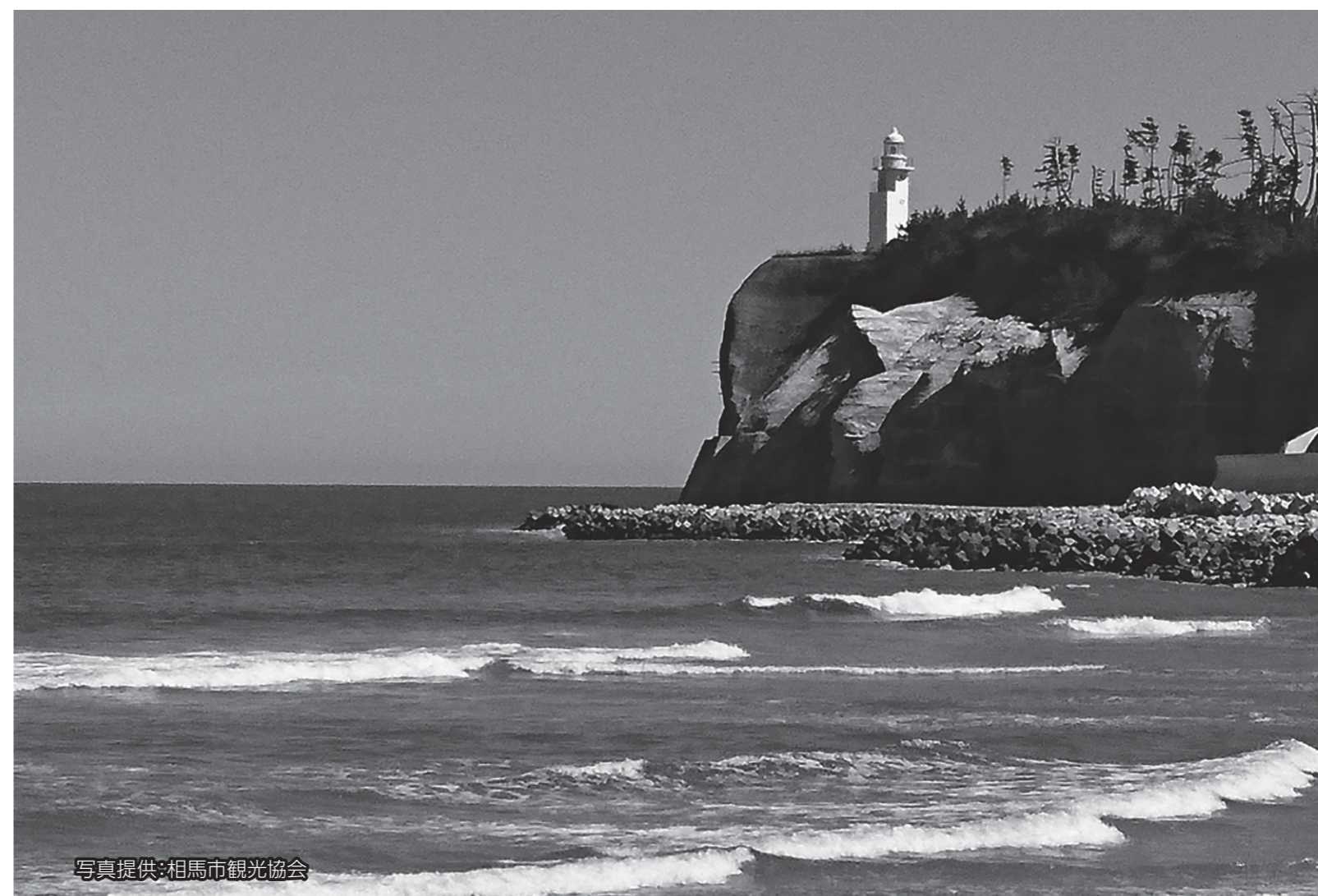
発行: 福島県庁 避難者支援課
☎024-523-4250



新聞 vol.81

令和2年9月17日(木) 発行

「ふくしまの今が分かる新聞」では、県内外に避難されている皆さまや被災者・避難者支援に携わる多くの方々へ、避難者支援の取り組みや福島の復興に向けた動きなど「ふくしまの今」が分かる情報をお届けします。



写真提供:相馬市観光協会

カゲスカ海岸・鵜ノ尾埼灯台 (相馬市)

松川浦大橋の東に位置するカゲスカ海岸は、松川浦新漁港と鵜ノ尾岬に挟まれた三角形の浜辺。周辺では力強い波が生まれるため、サーフィンスポットとして人気を集めてきました。そんなカゲスカ海岸からは、崖の上にそびえる鵜ノ尾埼灯台が望めます。真っ青な空と海に浮かび上がる白亜の塔は、この土地ならではの印象的な情景です。優しく繰り返す波の音が、ことしも美しい夏のワンシーンを彩っていました。

目次

- 特集** 未来へ震災の教訓をつなぐ、東日本大震災・原子力災害伝承館について
- 応急仮設住宅の供与期間の延長について
 - 新型コロナウイルス関連情報
 - 令和2年度 女性のための電話相談ふくしま

特集

未来へ震災の教訓をつなぐ、 東日本大震災・原子力災害伝承館について (2020年9月20日開館)

2020年9月20日双葉町中野地内に、県の「東日本大震災・原子力災害伝承館」が開館します。この施設は福島イノベーション・コースト構想における情報発信拠点として位置づけられ、未曾有の複合災害の記録や資料を収集・保存し、展示・プレゼンテーション、研究及び研修に活用することで、震災の経験と教訓を学ぶことができる施設となっています。今号では、地震・津波及び原子力災害について、風化防止とともに復興の歩みを語り伝える伝承館の見どころをお伝えします。

伝承館の基本理念

未曾有の複合災害の記録や教訓、そこからの復興の過程をしっかりと未来へ伝えるため、3つの基本理念を掲げています。



伝承館外観

1 原子力災害と復興の記録や教訓の「未来への継承・世界との共有」

2 福島にしかない原子力災害の経験や教訓を生かす「防災・減災」

3 福島に、心を寄せる人々や団体と連携し、地域コミュニティや文化・伝統の再生、復興を担う人材の育成等による「復興の加速化への寄与」

伝承館の主な展示内容



プロローグ

展示の導入部として災害の発生から復興に向かう歩みを7面巨大スクリーンで表現します。

1 災害の始まり

震災前の平穏な地域の日常が、災害により大きく変化した状況を時系列でたどります。

2 原子力発電所事故直後の対応

混乱する状況、初期対応の記録と記憶を後世に教訓として継承します。

5 復興への挑戦

困難と逆境を乗り越え、復興に挑戦する福島県の姿を紹介。新しいまちづくりに挑戦する情報を発信し、来館者の皆さまとともに福島の未来について考えます。

4 長期化する原子力災害の影響

原子力災害が長期化する中で発生した影響にどのように対応してきたかを、解説や資料を通して学びます。

3 県民の想い

平穏なふるさとの日常が、事故を契機にどのように変化したのか、証言や思い出の品等の展示を通して県民の想いを伝えます。

展示エリア全体図

プロローグ



7面巨大スクリーン

3 県民の想い

4 長期化する原子力災害の影響

企画展示室

5 復興への挑戦

1 災害の始まり

2 原子力発電所事故直後の対応

震災体験者による語り部講話

複合災害を体験した語り部の方々から、展示全体を通して事故前の暮らし、被災時やその後の生活と対応など、復興へ向けた歩みをお話しいたします。

その他、被災地を訪れ、被災した施設や復興の状況を見て学ぶフィールドワークのツアーも、団体向け研修プログラムとして実施します。



語り部講話(イメージ)

語り部の方より

東日本大震災は、地震・津波・原子力災害等が重なる甚大な複合災害でした。この災害によって、私は「故郷の風景」や「平穏な日常生活」を失い、大きな喪失感を味わいました。「自分が故郷と関わっていけることは、一体何であろうか・・・」と、今後の人生について考えましたが、その疑問への答えが「語り部」でした。自分の体験を素直な言葉で、聞き手の皆さまに分かりやすく客観的に伝えることができればと思っています。

【伝承館 アテンダント 横田善広さん】

伝承館へのアクセス

東日本大震災・原子力災害伝承館

住所 福島県双葉郡双葉町大字中野字高田39

開館時間 午前9時～午後5時
(最終入館は午後4時30分)

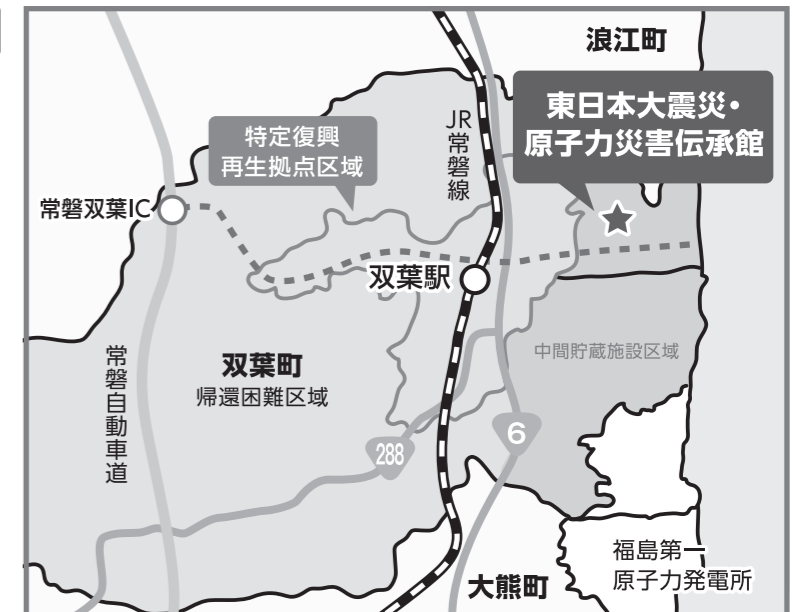
定休日 火曜日(祝日の場合は翌平日)
年末年始(12月29日～1月3日)

入館料 大人600円/小中高生300円
(20人以上の団体は各2割引)

※教育活動で減免制度あり



問 公益財団法人 福島イノベーション・コースト構想推進機構
東日本大震災・原子力災害伝承館
☎0240-23-4402 FAX:0240-23-4403
https://www.fipo.or.jp/lore
電子メール: archive@fipo.or.jp



| | | | | |
|------|------|-------------|-------|-----|
| 仙台から | 仙台空港 | 常磐自動車道経由一般道 | 約90分 | 伝承館 |
| | 仙台駅 | 常磐線特急ひたち | 約80分 | |
| 東京から | 東京都内 | 常磐自動車道経由一般道 | 約240分 | 伝承館 |
| | 東京駅 | 常磐線特急ひたち | 約190分 | |

※双葉駅からの交通手段は個別に施設までお問い合わせ願います。

**応急仮設住宅の
供与期間の延長について**

**大熊町及び双葉町から
避難されている方**

令和4年3月末まで、さらに1年間延長します。
 なお、令和4年4月以降の供与については今後判断し、取り扱いについては改めてお知らせします。
 ※県外の借り上げ住宅、雇用促進住宅及びUR住宅についても、上記のとおり対応していただくよう、要請しています。
 ※福島県では、新たな住まい探しをお手伝いする「避難者住宅確保・移転サポート事業」を実施しており、下記相談ダイヤルでご案内しています。

問 福島県被災者のくらし再建相談ダイヤル
 ☎0120-303-059
 受付時間：午前9時～午後5時
 月曜日～金曜日（祝日・年末年始除く）

**令和2年度 福島県復興公営住宅の
入居者募集について**

復興公営住宅の入居者の募集を下記の日程で行います。

対象の方

- 避難指示区域等から避難されている方
- 避難指示が解除された区域に平成23年3月11日に居住していた方
- 東日本大震災で被災された「地震・津波被災者」の方
- 子ども・被災者支援法に定める「支援対象避難者」の方

※住宅に困窮していることが要件となります。

募集の詳細（対象団地、応募要件等）は、福島県復興公営住宅入居支援センターへお問い合わせください。また、入居支援センターのホームページ等でも詳細をお知らせします。

| 募集期間及び入居予定 | |
|------------|---------------------------------|
| 第4回 | 令和2年10月1日(木)～10月9日(金)→12月以降入居予定 |
| 第5回 | 令和2年11月26日(木)～12月4日(金)→2月以降入居予定 |
| 第6回 | 令和3年2月1日(月)～2月9日(火)→4月以降入居予定 |

問 福島県復興公営住宅入居支援センター ☎024-522-3320
 復興公営住宅 入居

避難先情報の届出のお願い

避難先の変更(転居をする場合など)がありましたら、以下の市町村あてにご連絡いただくようお願いいたします。福島県や避難元市町村からのお知らせを着実にお届けできるようになるほか、下記の13指定市町村から避難されている方は、避難先においても一定の行政サービスを受けることができます。

※いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村、飯館村

```

graph TD
    A[避難先の変更がある場合(転居など)  
②避難を終了する場合(帰郷・定住など)] --> B[13指定市町村*から  
避難されている方]
    A --> C[13指定市町村以外から  
避難されている方]
    C --> D[上記①の場合]
    C --> E[上記②の場合]
    D --> F[避難元の市町村へ届出]
    D --> G[現在お住まいの(転居前)  
避難先市町村及び転居後の  
避難先市町村の双方へ届出]
    E --> H[現在お住まいの(転居前)避難先  
市町村へ届出]
  
```

文部科学省 原子力損害賠償紛争解決センター(ADRセンター)

東京電力に対する損害賠償請求について、和解の仲介により円滑、迅速かつ公正に紛争を解決することを目的として設置された公的な紛争解決機関です。

☎0120-377-155 (平日：午前10時～午後5時)

和解が成立した事例

事例①
 居住制限区域で、介護を要する方がおられて避難先でも介護を要し、また世帯ごとに別の場所に避難となったご家族の例
 居住制限区域(浪江町)から避難した被相続人並びにその弟、妻、子、子の配偶者及び孫の日常生活阻害慰謝料(増額分)として、被相続人については平成23年3月分から平成27年10月分まで腎機能の悪化の程度や要介護の度合いに応じて月額3万円、6万円又は10万円(ただし既払い金112万円を除く)が、被相続人の妻については、上記被相続人を介護したことを理由として被相続人と同期間について同額(ただし既払い金56万円を除く)が、被相続人の弟については、上記被相続人を介護したことを理由として平成25年8月分から平成27年10月分まで月額3万円が、被相続人の子、その配偶者及び孫については、家族別離を理由として、平成23年4月から平成25年9月までそれぞれに対し月額3万円が、賠償された事例(公表番号1446・平成31年2月5日成立)
 公表番号1446:事例集第1部・83頁・104頁 事例集第2部後・855頁以下

事例②
 自主的避難等対象区域の方の例
 自主的避難等対象区域(福島市)から避難した申立人ら(父母及び子3名)について、原発事故当時会津地方に単身赴任をしていた申立人父も、原発事故前は毎週末に福島市内の自宅へ帰宅し生活していたこと等の事情を考慮し自主的避難者に当たるとして精神的損害等の賠償がされたほか、生活費増加費用として申立人子が避難先で入園した幼稚園の保育料と原発事故当時入園していた幼稚園の保育料との差額等が賠償された事例(公表番号1503・平成31年2月12日成立)
 公表番号1503:事例集第1部・303頁・321頁 事例集第2部後・971頁以下

原子力損害賠償事例集(令和2年5月版)

原子力損害賠償紛争解決センター(ADRセンター)では、和解が成立した事例を閲覧・検索しやすい形に整理して原子力損害賠償事例集(令和2年5月版)を作成しました。

第1部：中間指針に沿った損害項目ごとに、該当する和解事例の概要を数行で紹介
 第2部：事案の概要、基本情報、和解の概要及び主な論点についての解説を紹介

原子力損害賠償紛争解決センターをご利用になる際の資料としてご活用ください。文科省ホームページで公表しています。
https://www.mext.go.jp/a_menu/genshi_baisho/jiko_baisho/detail/1333592_00001.htm

福島県からのお知らせ 新型コロナウイルス関連情報

住居確保給付金(家賃)について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況を踏まえ、休業等に伴う収入減少により、離職や廃業に至っていないが同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている方々に対しても、一定期間家賃相当額(上限あり)を支給できるよう拡充しています。支給期間は原則3カ月で、求職活動を誠実にしているなどの場合は3カ月延長が可能です(最長9カ月まで)。

問 一般的なお問い合わせ
 住居確保給付金相談コールセンター ☎0120-23-5572 午前9時～午後9時(土日祝日含む)
 福島県 住居確保給付金

緊急小口資金等特例貸付について

新型コロナウイルスの影響を受け、休業や失業等により、一時的に収入が減少した世帯を対象として、緊急小口資金等の特例貸付を実施しています。
 まずは、住民登録されている市町村の社会福祉協議会の窓口にご相談ください。

問 住民登録されている市町村社会福祉協議会または、福島県社会福祉課 ☎024-521-7323
 福島県 緊急小口資金等特例貸付

生活再建支援拠点について

福島県では、全国26カ所に生活再建支援拠点を設置し、避難されている方々の抱える悩みや課題の解決に取り組んでおります。各生活再建支援拠点では、消毒設備の設置や換気、「三密」の環境を排除するなど新型コロナウイルス感染症の対策を徹底し、また対面以外でも電話やメールなどで安心して相談いただけるよう努めておりますので、お気軽にご相談ください。

※上記相談窓口は、HPに掲載しております。

ふくしま連携復興センター 生活再建支援拠点

その他の支援策等についてはHPにガイドブックとしてまとめておりますので、ご活用ください。
 福島県 新型コロナ関連情報 ポータル
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/covid19-portal/>